

ふれあい福祉コーナー

子育て支援のために！

児童扶養手当

母子家庭等の生活の安定と自立を促進するための制度です。
対象となる方
次のいずれかに該当する18歳未満(一定の障害のある場合は20歳未満)の子どもを育てている母または養育者に支給されます。

①父母が婚姻を解消した子ども②父が死亡した子ども③父に一定の障害がある子ども④父の生死が明らかでない子ども⑤父に1年以上遺棄されている子ども⑥父が法令により1年以上拘禁されている子ども⑦母が婚姻によらないで懐胎した子ども

※婚姻には、内縁関係など婚姻届を提出していない場合も含まれます。また、子どもの年齢は年度(3月31日)で判断しますので、本年4月1日以降に18歳になった子どもも含まれます。

※申請に所得制限はありませんが、申請する方や同居している方の所得によっては、手当が支給されない場合があります。
※法律の改正により、手当を受けるようになつてから5年を過ぎた場合などは手当の一部が支給されません。

ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭または親がいないため、親に代わって子どもを育てている養育者の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部が助成されます。

対象となる方

母子家庭や父子家庭または養育者家庭の、18歳未満(一定の障害のある場合は20歳未満)の児童と、それぞれの母または父若しくは養育者の方が助成を受けられます。
※申請には所得制限があります。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

対象となる方

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を育てている方です。

※申請に所得制限はありませんが、申請する方や同居している方の所得によっては、手当が支給されない場合があります。

児童福祉課 ☎209

手当の額

物価の変動に応じて自動的に額改定する「自動物価スライド制」がとられています。平成16年4月から次のように変更になっています。

児童扶養手当

○子どもが1人の場合

区分	改定後	改定前
全部支給	41,880円	42,000円
一部支給	41,870円～ 9,880円	41,990円～ 9,910円

○子どもが2人の場合

1人の場合の金額に5,000円加算

○子どもが3人以上の場合

2人の場合の金額に1人につき3,000円加算

特別児童扶養手当

区分	改定後	改定前
1級	50,900円	51,100円
2級	33,900円	34,030円

楽習館まつり

6月24日から7月4日まで「第9回楽習館まつり」が開催されました。ふれあい演芸大会や楽習館ライブでは、音楽やダンスなど、日ごろの練習の成果を舞台上で思い切り発表したり、一日体験コーナーでは、期間中日替わりで14種類の人気の体験講座も行われました。大勢の参加者でにぎわいました。



▲一日体験コーナー

「自由にアレンジできる

いやしのお花」

自作手打そばに挑戦！



6月24日、資料館で「体験講座～手打そば作り～」が開催されました。

当日は15の方が参加し、講師の関智樹^{せきともき}さんから手打そばの基本の講義を受け、その後実際にそばを作ってみました。

参加した皆さんは、手打そば作りは初めてにもかかわらず、手つきもよくそばを打ち、自作そばの試食では「手打そばはおいしい」「そばにコシがある」などと話し合っていました。

食べるのが楽しみ？親子でクッキング



6月13日、保健センターで「親子で楽しむクッキング」が行われました。

参加した親子は、八潮の特産品の小松菜を使った「こまちゃんずし」作りなどに挑戦しました。慣れない手つきで料理をしている子どもたちの側では、お父さん、お母さんまでもが真剣な表情になっていました。

料理の試食タイムでは、笑い声と一緒に「おいしい」という感想もあちらこちらで聞こえ、楽しい一日を過ごしていました。

熱戦となった市民ゲートボール大会



台風2号の接近の影響で、時折強風が吹いていた6月20日、「第24回八潮市民ゲートボール大会」がすえひろ荘ゲートボール場で開催されました。

当日は、約200人の市民の方が参加し、選手たちのアドバイスや応援が飛び交う中、熱戦が繰り広げられました。

優勝は上大瀬B、準優勝は小作田寿作会、第3位は松之木松栄会でした。

いきいき やしお写真館